府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令の一部を改正する命令

産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令（昭和五十五年厚生省・通商産業省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第九条　削除

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

省令

○財務省、農林水産省、経済産業省令第三号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十六条第四項第三号イの規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月六日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）	
第五条の二　法第十六条第四項第三号イの主務省令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

○経済産業省令第四十七号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月六日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）	（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）
第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。	**第十四条**　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。
一～七　［略］	一～七　［略］
八　［略］	八　［略］
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［略］
ホ　(1)から(4)までに掲げる場合（特定契約電気事業者の責めに帰すべき事由によらない場合に限る。）には、特定契約電気事業者が特定契約申込者の認定発電設備の出力の抑制を行うことができること、及び特定契約電気事業者が、	ホ　(1)又は(2)に掲げる場合（特定契約電気事業者の責めに帰すべき事由によらない場合に限る。）には、特定契約電気事業者が特定契約申込者の認定発電設備の出力の抑制を行うことができること、及び特定契約電気事業者が、書面